

## 医療法人 山本記念会

### < 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画 >

男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2024年4月1日 ~ 2027年3月31日

2. 内容

目標 : 男性の子育て目的の休暇の取得促進

出生時育児休業（産後パパ育休）について、就業規則の範囲で全員が5日以上必ず取得する

### < 対策 >

- ◎ 令和6年4月 ~ 職員へのアンケート調査、検討の開始
- ◎ 令和6年6月 ~ 就業規則に記載している出生時育児休業（産後パパ育休）の内容について全職員に対し周知を図る
- ◎ 令和7年4月 ~ 年度ごとに対象者の取得状況を公表する

### < 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画 >

山本病院で長く勤められる職場環境を作るため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2024年4月1日 ~ 2027年3月31日

2. 当法人の課題

- 業種柄、既に正職員の6割以上を女性が占め活躍している。したがって女性の管理職比率も高いが、有給休暇の取得については、部署間、個人間で格差があり近年不公平感を感じる職員が増えている。

- 令和3年3月に同様の計画を策定したが、取得率 50%以下の職員は令和3年度 22.7%、令和4年度 19.4%、令和5年度は 20%程度の見込みであり、引き続き有給休暇の取得率向上を目指す

### 3. 目標

目標 : 有給休暇取得率が 50%以下の職員を全体の 10%以下にする

### 4. 取組内容・実施時期

取組内容 : 事務部門による毎月の有休休暇取得状況の把握と、アニバーサリー休暇取得の徹底